

みんなの機会が平等で成熟した社会へ

Pari Passou

NPO法人よつ葉福祉社会 広報誌【パリパス】

● Feature

特定非営利活動法人(NPO法人)として歩んだコンプライアンス経営



2025年6月、法人設立20周年を振り返る会を開催しました

Oct.2025
vol.

16

Contents

法人のコト 創立20周年 ナイトシンポジウム

【第一部】「障害者福祉」について — 4

【第二部】「子ども家庭支援」について — 4-5

【第三部】「地域共生社会」について — 5

職員紹介 それぞれの働き方で、日々元気に業務に取り組む職員を紹介 — 6-7

Pari Passou vol. 16 2025年10月15日発行

●発行：NPO法人よつ葉福祉社会 〒649-7174 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 677-1 ☎0736-22-3271 <http://yotsuba-hukushikai.or.jp/>
●編集長：井端 郁人 ●制作：株式会社 Crop 〒640-8035 和歌山県和歌山市万町 4 ニューチャータービル 2F
●ご意見やお問い合わせは jimukyoku@yotsuba-hukushikai.or.jp へお寄せください

「24時間テレビ」福祉車両寄贈について

令和7年3月24日(月)紀の川市桃山町にある事業所(らぼとび〜)にて福祉車両日産キャラバン(リフト付きバス(車椅子4脚9人乗り))が寄贈されました。

当日は読売テレビ放送株式会社 24時間テレビチャリ



ティー事務局様に来所して頂き贈呈式が行われました。

当事業所では車椅子を必要とする重度の利用者さんが多く、送迎には電動リフト付き車両が必要に

なります。また余暇活動などの外出する際の移動や就労継続支援B型での納品、施設外就労への移動にも多く使われます。重度な障害がある方々の平等な活躍ができる場の提供ならびに、車内の安全性と快適性を高めるため、新たな福祉車両が納車されました。利用者さんからも喜びの声が多く聞かれ、乗り心地も良く快適になったと評判です。この度、福祉車両寄贈に関わって下さった皆様、本当にありがとうございました。

よつ葉福祉社会からの
お知らせ

ケアスクールひと葉

【離転職者等職業訓練】
1つの訓練で2つの資格が
取得できる介護初級科：橋本②

和歌山県の委託を受け離転職者等の方を対象に職業訓練を受ける方を募集しています。募集期間は、令和7年9月22日から10月14日までです。訓練期間は、令和7年11月13日～令和8年2月12日までの期間で、土、日、祝日は休みです。研修内容は、基本的な介護業務を身に付ける介護職員初任者研修課程と障害者の方の外出移動時に支援ができる同行援護従業者養成研修一般課程の講習を実施します。修了すれば2つの資格を取得することができます。(受講料は無料ですが、テキスト代が必要です。)詳しくは、ケアスクールひと葉までお問い合わせください。☎ 0736-22-1730



ソプラス

【妙寺公民館清掃作業】

令和7年5月より、妙寺公民館の清掃作業をかつらぎ町から委託され、ソプラスの就労継続支援B型の利用者が日々清掃作業に取り組まれています。事業所以外の場で仲間と一緒に働く経験は、先の就職において非常に意義のあることです。日頃から、公民館を管理されている皆様から「キレイにしてくれてありがとう」「暑い中お疲れさま」などの声を掛けていただけることで、利用者の方の意欲向上にも繋がっています。



暮らし応援センター シアフル

【移転のお知らせ】

令和7年8月1日より、下記住所に移転し、業務を開始することになりました。電話番号に変更はございませんが、FAX番号は、下記の通り変更いたします。引き続き、当法人の活動にご理解の程、どうぞよろしくお願いいたします。

- 新住所 〒649-7174 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 493-4
- 新FAX番号 0736-26-7687



特定非営利活動法人(NPO法人)として 歩んだコンプライアンス経営

この度、当法人は創立 20 年を迎えます。特定非営利活動法人 (NPO 法人) として歩んだ 20 年を振り返り、改めて特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動を考察し、今後の法人活動を見つめなおしたいと思います。



NPO 法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の取り扱いについて

NPO 法人は、特定非営利活動促進法により設立された特定非営利活動法人であり、法人税法上の公益法人等に該当します。NPO 法人が障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービスを、公益性を有するものであることから、法人税の納税義務はないと解釈している法人が多くあります。

法人税法上、公益法人等は、収益事業から生ずる所得以外の所得については、法人税を課さないこととされています。ここでいう収益事業とは、法人税法施行令第5条第1項各号（収益事業の範囲）に掲げる34の事業をいいます。

このため、その行う事業が公益法人等の本来の目的たる事業であるかどうかや会員等に対して利益の分配を行わない（非営利）といったことにより、収益事業に該当するかどうかの判断を行うものではありません。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、障害者に対して介護等の提供を行う対人サービスであり、こうした障害者は医療保健面でのケアを必要とするのが通例であることから、医療と密接な連携がなされており、実際面においてこれらは、個別支援計画の策定プロセス等を通じて確保されるので、このような特徴を有する障害福祉サービスは、原則として収益事業である「医療保健業」に該当します。他方、就労移行支援に代表されるように、看護師の関与も求められていないものについては、必ずしも「医療保健業」とは言えないのではないかと考える向きもあるようです。この点、基本的には上述のとおり、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは「医療保健業」に該当すると考えられますが、仮に、個別の事業者のサービス内容から見て、実態として医療や保健といった要素がないサービスを提供しているようなケースがあったとしても、障害者総合支援法の下で、事業者と利用者との間で利用契約を締結し、利用者からそのサービスの対価を受領することになるので、そうした契約関係等を踏まえれば、法人税法施行令第5条第1項第10号に規定する収益事業である「請負業（事務処理の委託を受ける業

特定非営利活動法人(NPO法人)とは

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

法人格を持つことによって、法人の名の下に事業や取引等を行うことができるようになり、団体に対する信頼性が高まるというメリットが生じます。「特定非営利活動法人（NPO 法人）」は、法人数も増加し社会に定着してき

表 1

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

特定非営利活動とは、以下の20種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。（表1）

ているところですが、平成23年6月には、こうしたNPO 法人のプレゼンスの高まりを背景としながら、法人の財政基盤強化につながる措置等を中心とした大幅な法改正が行われました（平成24年4月1日施行）。NPO 法人が市民の身近な存在として、多様化する社会のニーズに添えていくことがますます期待されています。

特定非営利活動(NPO)とは

を含む。）に該当します。

したがって、NPO 法人が行う障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスは通常、医療保健業が請負業のいずれかに該当し、法人税の納税義務があるのです。ただし、NPO 法人が提供する障害福祉サービスが、実費弁償方式により行われるもので、予めそのことについて税務署長の確認を受けた場合については、収益事業としないものとされ、また、その障害福祉サービスに従事する者の半数以上が身体障害者等であり、かつそのサービスが身体障害者等の生活の保護に寄与している場合については、収益事業に含まれないものとされますので、いずれの場合に該当するときには法人税の納税義務はありません。

なお、法人税の額は、各事業年度の所得の金額を課税標準として、その所得の金額に税率を乗じて計算する仕組みとなっていますので、公益法人等が納税義務者として、法人税の申告をする場合であっても、収益事業から生じた所得がない（赤字等）場合には、納付する法人税額は生じません。

このようにNPO 法人として障害者

総合支援法に基づく各種サービスを実施してきた当法人としましては、この20年間、特定非営利活動促進法等のみならず、法人税の納付義務をまっとうし、法人税法も遵守した法人運営を続けてきました。

より一層この先も各種法令を遵守したコンプライアンス経営を実践していきます。



法人のコト



ANNIVERSARY 創立20周年 ナイトシンポジウム

今年度、よつ葉福祉会は創立20周年を迎えるアニバーサリーイヤーとし、様々なイベントを企画しております。その第1弾として、令和7年7月12日（土）に『NPO法人よつ葉福祉会 法人20周年企画「どうなる社会福祉、どうする和歌山」～大討論会～』を開催致しました。定員を超える総勢70名の参加をいただき、シンポジスト7名をお招きし、お食事を交えながら、三部構成の熱い討論会が行なわれました。



第一部「障害者福祉」について

新型コロナウイルスの流行により、私たちの生活において大きく環境が変化し、障害のある方や私たち支援者の仕事の仕方まで影響がありました。例えば、就労継続支援B型の工賃が高くなると給付費が高くなるなど、実績重視の制度に大きく変わりつつあります。就労継続支援B型を利用する人たちは、世間的には「無職」という位置づけをされる違和感があり、どのような折り合いをつけるのかという「矛盾」や、家族の立場としても重度障害に対する社会資源が少なく、高齢になるにつれて家族の負担が増えてくるので、いろんな人達に頼りながら依存先を増やす事の必要性について討論されました。

また、社会資源における「人材不足」についても触れられ、単に人手が足りないのか、その専門性に応じた人材がいないのかといった課題も出されました。そして、大人や子どもに関わらず、障害のある方一人ひとりの生活の自立において、それぞれが望む夢や希望、暮らし、それぞれの意思を尊重し、意思決定支援が取り組み始められています。障害者だから「自立」を目指すの

業界の財産（宝）としての「人材」でもあり、「人々のためにではなく、人々と共に動く」ことを念頭において取り組んでいける世の中になればといった討論がありました。

最後に、今回のナイトシンポジウムを振り返るなかで、本イベント企画者でもある、当法人の井端郁人氏に今回の企画に対する思いをお聞きする事ができました。

「利用者ならびにご家族、地域の皆様をはじめ各関係機関の方々など、いろんな人達に支えられた20年。これまで携わっていたいただいた全ての方々に感謝の気持ちと共に、その恩返しとして20周年企画を立ち上げました。今後も11月に第2弾、2月に第3弾の企画を予定しております。これからも、私たちは微力ではありますが、地域社会に対して、福祉的に課題を抱えておられる方々が、遠慮せず暮らせるまちを作るために、事業を通して発信していけるように取り組んで参ります。」

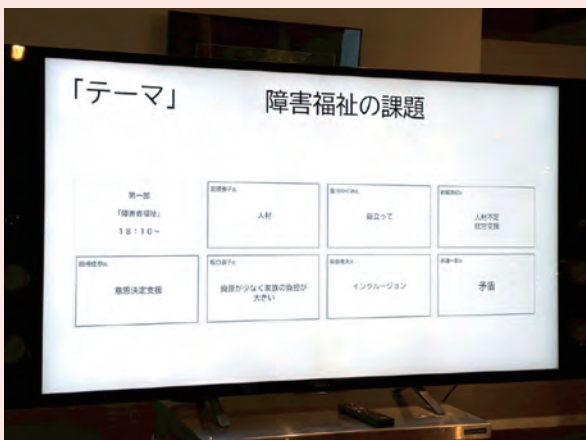
私たちよつ葉福祉会は、『人と社会の変革』という私達に課せられた使命を今一度捉え返し、私たち自身の変革を通して、社会の問題に貢献していかなければならない事を改めて考えていく機会にしていきます。

シンポジストのご紹介 (P4 写真・左から)

- 柴田 竜夫氏 (和歌山県相談支援体制整備事業 紀北圏域アドバイザー)
- 田南 佳奈氏 (和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課長)
- 金川 めぐみ氏 (和歌山大学経済学部 学部長/教授)
- 井端 郁人氏 (NPO 法人よつ葉福祉会)
- 宮腰 奏子氏 (元和歌山県障害福祉課長・厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長)
- 新解 美紀氏 (元和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長・社会福祉課企画調整員)
- 坂口 淑子氏 (元橋本市子育て世代包括支援センター所長・保健師)
(橋本市子育て応援課 統括支援員)
- 井邊 一彰氏 (橋本・伊都障がい者基幹相談支援センター センター長)

第二部「子ども家庭支援」について

第二部では主に児童虐待や児童相談所におけるケースについての討論が行なわれました。今回のシンポジストの中には、子ども子育て支援に携わる方々もご参加いただいております、乳幼児期か



ではなく、障害の有無に関わらず、みんなが一緒に地域に暮らし、それが当たり前の生活になるよう「インクルージョン」の観点から、地域の偏見を無くすためにも、お互い様の精神で助け合い、支え合っていく事の大切さについて討論されました。

ANNIVERSARY

今後の/

20周年企画イベント

(予定)

11/9

(日)

式典・感謝祭

2/8

(日)

記念講演会

講師：又村あおい氏

(一般社団法人 手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長等)



ら高齢期まで切れ目のない支援があるおかげで、支援の輪をつないでいく事ができており、普段の生活を送ることができている事にすごく感謝しているといった意見もありました。一方で、家庭において保護者が子どもを養育する事が困難な状況が発生した場合に「時的に入所する短期入所（ショートステイ）」や保護者の仕事やその他の理由で夜間や休日に不在となる場合に夜間のみ入所するトワイライトステイ、里親の不足等が現状の課題として挙げられました。

また、児童相談所に寄せられている事案において、虐待や育児放棄（ネグレ

クト）による愛着障害のケースが約10%あり、この愛着障害における愛着不全は「甘える」や「誰かを信頼する」などの経験値が極端に低いため、自分に向ける愛情や好意に対しての応答が怒りや無関心となってしまう状態に陥ってしまふということです。もし誰か信頼できる大人がいたら変わるのではないかとといった討論が繰り広げられました。

第三部「地域共生社会」について

最後の第三部では、今後私たちがそれぞれの役割や課題についての討論が繰り広げられました。障害のある方が地域で共に生活をしていくためにも、様々な問題を抱えているご家庭などは、SOSを出したくても出せない状況下にもあり、決して孤立させないように対策を施したり、支援する側もいつかは支援される側にも成り得るので、常に表裏一体である事を意識し、自分事としていく手段や方法を学んでいく事の大切さについて討論されました。極論を言えば、福祉サービス事業所がなくとも課題解決のできるまちづくりを目指し、その過程で私達のように福祉に携わる者は貴重な「人材」であり、福祉

Q よつ葉福祉会で働き始めたきっかけは?

A. 子供（児童）たちの「自己理解・感情コントロール・自立」などに関われる仕事がしたいという思いがあった。子供（児童）たちが「自分で選んでいく」「自分で決めていく」ということに携わりたいという思いがあり、その中へ自分もサポートをしたり、貢献していきたいという思いが、より強かった。そんな中でよつ葉福祉会の「自立につなげる」という理念や活動をしているということが知り合い伝いで知ることができ、自分の思いと近いのではないかと思った。自分のやりたいことができると感じ、よつ葉福祉会に入ることを決めた。

Q 仕事のやりがいについてはどうですか?

A. やりがいはある。子供（児童）たちと日々いろんな話ができること、できていること。いろんな出来事があるが自分の「やりたい」という思いで何事もやれている。また自分がやりたいと思っていたこともできている。

Q よつ葉福祉会で働いてみてどうですか?

A. 職員のみなさんは相手のことを考えながら会話をしたり、コミュニケーションを取っている。

特に利用者さんのことを一番考えている。寛容な人（優しい人）が多くお互い、フォローをしあいながらしている。自分ものびのびさせてもらいながら業務に取り組むことができている。

Q 今後についてどう思っていますか?

A. 利用者さんと楽しくしたい。自分が思う楽しいとは、利用者さんが自分の居場所と思ってもらえるようになること。利用者さん自身が居心地良いと思えたり、自分らしくいれる場所だと思える場所を利用者さんと作っていききたいと思う。



職員紹介

それぞれの働き方で、日々元気

に業務に取り組む職員を紹介!!



大上 将平さん

所属…シアフル【相談員・指導員】

・温泉へ行くこと。日帰りでも泊まりでも行ったりします。
・焚火をすること、焚火をみていること。ソロキャンプも好きです。



松元 真治さん

所属…てんとう虫【生活支援員】

・コーヒーの焙煎。コーヒーの豆選別からしています。
・車が好きで、今は特に走らせることが好きです。

Q よつ葉福祉会で働き始めたきっかけは?

A. 介護労働講習を受講しており、そこでよつ葉福祉会の井端会長を知った。よつ葉福祉会の理念を知って興味が沸き、声をかけさせてもらった。元々、障害福祉には興味があった。障害者への「差別」や「偏見」がまだまだあることを感じていた。そんな中で自分が障害福祉の世界へ入ることで、少しでも世に認知してもらえるのではないかという思いや、社会貢献につなげたいという思いがあった。年齢的にも社会奉仕をする良い時期ではないかという気持ちもあった。

Q 仕事のやりがいについてはどうですか?

A. 仕事を始めた当初、やりがいはないと感じていた。自分の今までの職業や経験では結果や答えがはっきりしていた。また、すぐに得られた。それを引きずっている気持ちがあったり、戸惑っていた。しかし、時間が過ぎていくにやりがいを感じていくようになった。なぜかというとう利用者さんと接し、利用者さんへ寄り添うことで徐々に気持ちが切り替わっていた。繰り返して続けていくことは、とても大切であり、仕事は結果や成果だけではないと思った。

Q よつ葉福祉会で働いてみてどうですか?

A. よつ葉福祉会で働いている人たちは「人が良い」、それにつきます。よつ葉福祉会の人たちは、互いに尊重しあいながら仕事をしている。法人の理念を大事にしながら日々業務に取り組めており、自分も体感しながら過ごせている。

Q 今後についてどう思っていますか?

A. 利用者さんの支援がまだまだなので、支援スキルを上げながら真摯に取り組んでいきたい。

